

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証(被保険者証)の斉更新について ～

■ 新しい保険証に変わります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証の更新手続きを行います。

更新日時については、後日、回覧にてお知らせします。

- 新しい保険証の有効期限は、平成25年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場町民課生活環境グループまでお申し出ください。

保険証の色は変わりません(黄色です)

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成25年 7月31日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 住 所	広域市連合町1丁目
保 氏 名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月	平成20年 4月 1日
発 効 期 日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成23年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 1 0 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

■ 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

現在交付されている方(該当者)には、保険証の更新のときに新しい減額認定証をお渡します。

※ 有効期間が保険証と異なりますのでご注意ください

減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です

区 分 Ⅰ	・世帯全員が住民税非課税である方
区 分 Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方

減額認定証の色も変わりません(オレンジ色です)

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成23年 8月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 住 所	広域市連合町1丁目
保 氏 名	後期 一郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発 効 期 日	平成23年 8月 1日
有 効 期 限	平成24年 7月31日
適用区分	区分Ⅰ
長期入院該当年月日	保 険 者 印 印
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 1 0 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

☆ お問い合わせ先 ☆

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
電話 011-290-5601

町民課 生活環境グループ
電話 5-1115

東日本大震災義援金募金総額 662,505円

多くの団体や個人の方々から、たくさん寄付をしていただき、誠にありがとうございました。

まだまだ先が見えない復興状況ではありますが、明けない夜はないと信じ、願いましょう。

なお、今後の寄付金につきまして、日本赤十字社では9月30日まで各銀行等で受付をしておりますが、「ゆうちょ銀行」ですと手数料が無料で領収書が免税証明となります。

✦日本赤十字社宗谷地区 幌延町分区長